

E メール配信 (Mon 16/3/2020 1:13 PM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①日本、ASEAN 等からの入国時の規制対象者について

3月16日 23:59以前にシンガポールへ入国した、日本等へ渡航履歴のある方についても SHN の対象となるのか、というご質問を頂いておりますが、こちらは対象外となります。

下記、MOH の文面の通り、3月16日 23:59からの入国者について、SHN の対象となります。

From 16 March 2020, 2359 hours, all travellers (including Singapore Residents, Long Term Pass holders,

and short-term visitors) entering Singapore with recent travel history to ASEAN countries, Japan, Switzerland,

or the United Kingdom within the last 14 days **will be issued with a 14-day Stay-Home Notice (SHN).**

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-of-covid-19-cases>

②日本等からの入国時の手続きについて (SHN 措置の際の MOM への登録)

先般のご案内の通り、3月16日 23:59以降の日本等への渡航履歴のある方の入国は SHN 措置の対象となります。

SHN 措置の対象となる日本人含む外国人従業員のシンガポールへの受入れにつき、フライトへの搭乗前に、下記サイトから MOM へ申請し、承認を得る必要があります。

<https://form.gov.sg/?fbclid=IwAR1m8F97i9RARwYjUj6Uxwb3yXSJb82Luaf6ol8VQ5UAK0eogfzDHC3XDnA#!/5e3cbabee41f590012014e91>

また、自宅にて SHN 措置を行う場合には、家主の書面による承認が必要となります。あわせて、受入れ時の手続きは、雇用主が行う必要があります。

(日本人を含む外国人従業員やその家族を受け入れる場合)

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/additional-responsibilities#foreign-employees-responsibilities-towards-their-dependants-who-are-not-employed>

ご確認を頂いた上で、お手続きを進めて頂けますと幸いです。

その他、下記、既にご案内済の情報ですが、ご参考までにお送りさせていただきます。

●シンガポール政府からの WhatsApp による情報提供について

シンガポール政府から、WhatsApp を通じて、随時、情報が送られてきます。

ご入用の方は下記よりご登録下さい。

<https://www.form.gov.sg/#!/5e33fa3709f80b00113b6891>

●下記、サイトでも随時、情報が掲載されますので、ご参考までにお送りいたします。

<シンガポール日本大使館 フェイスブックページ>

<https://www.facebook.com/JapanEmbSG/>

<日本貿易振興機構 特集：新型コロナウイルス感染拡大の影響>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/feature/viruschina.html>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg Tel: 6221-0541

